

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

第2期野洲市自殺対策計画策定支援業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年4月11日

野洲市長 栢木 進

1. 業務概要

- (1)業務名 第2期野洲市自殺対策計画策定実施計画策定支援業務
- (2)業務内容 令和5年度 計画策定業務
- (3)業務期間 契約締結日から令和6年3月31日

2. 委託料

委託料の契約上限額は次のとおりとする。

3,410,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3. 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。なお、企業参加資格についての審査基準日は、本プロポーザル手続の開始を公告した日の前日とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成20年野洲市告示第138号）に基づく入札参加停止又は野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成16年野洲市訓令第33号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
 - ウ 国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - オ 野洲市暴力団排除条例（平成23年野洲市条例第22号）第6条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる

者

- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類（発行が提出日の前3箇月以内のもの。）を提出し、確認を受けなければならない。
- なお、市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登録された者又は野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登録された者は、提出書類を省略することができる。
- ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
 - イ 個人にあつては、身分証明書
 - ウ 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
 - エ 個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
- (3) 本市又は他の市区町村の自殺対策計画の策定に係る業務、第8期同計画の策定に係る業務をそれぞれ1件以上受託し、かつ、履行した実績を有する者。
- (4) 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その資格を失うものとする。

4. スケジュール
- 令和5年4月11日（火）公募開始
 - 令和5年4月17日（月）質疑受付締切
 - 令和5年4月21日（金）質疑に対する回答
 - 令和5年5月10日（水）企画提案書等の提出締切
 - 令和5年5月11日（木）参加資格審査結果の通知
 - 令和5年5月24日（水）プレゼンテーション審査

5. 手続に関する事項

(1) 問い合わせ先

〒520-2315 滋賀県野洲市辻町4-3-3番地1
野洲市健康福祉部健康推進課 担当/福留
TEL：077-588-1788(直通)
FAX：077-586-3668
E-mail：kenkou@city.yasu.lg.jp

(2) 資料及び各手続について

「第2期野洲市自殺対策計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」による。
※本市ホームページからダウンロードすること。なお、提出書類についても同様とする。

6. 選考方法等に関すること

参加申込多数の場合は、書類審査を1次審査とし、2次審査のプレゼンテーション審査を

受けることができる事業者を5者程度に選定する。

プレゼンテーション審査は公開で行う（審査対象事業者及びその関係者については、割り当てられた時間以外の入室は認めない）ものとし、全ての提案事業者のプレゼンテーション審査終了後、審査委員会による審査を行い受託候補事業者及び次点事業者を選定する。選定結果は1週間以内に文書により通知し、本市ホームページにて公表する。なお、受託候補事業者が辞退等の際には次点の事業者を繰り上げる。

7. 留意事項

(1) 提出資料の取扱い

- ア 提出された書類は、全て返却しない。
- イ 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。
- ウ 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- エ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- オ 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

(2) 情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補事業者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

(3) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者負担とする。

やむを得ない事情により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止することがある。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を野洲市に請求することはできない。

(5) 参加辞退の場合

参加届の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届を野洲市健康福祉部健康推進課に提出すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 参考見積書の金額が、「3. 委託料」にある額を超過した場合

(7) 著作権の管理

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）をすることができるものとする。

- (8) 申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。